

2017年3月31日

一般社団法人 日本音楽著作権協会

演奏部長 木林 誠 殿

使用料規程案「音楽教室における演奏等」について(回答)

音楽教育を守る会

代表 三木 誠



当会の会員各社に本年2月に通知された『使用料規程「音楽教室における演奏等」の制定と使用料徴収』について回答申し上げます。

記

使用料規程の文化庁への届出はしないでください。

理由) 音楽教室における著作物の利用は、著作権法第22条に規定する演奏権はおよばず、貴協会に徴収権限はないため。

以上

2017年3月31日

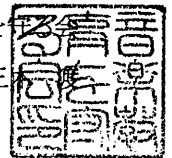
一般社団法人 日本音楽著作権協会

常務理事 大橋 健三 殿

「音楽教育を守る会」について(回答)

音楽教育を守る会

代表 三



2017年3月9日付け、翌3月10日に受理しました、当会からの質問状に対する回答書の中で、「1. 音楽教育を守る会についてのご質問」としてお尋ねいただいた件につき、以下の通り回答いたします。

記

- ・当会は、音楽教室事業者ならびに音楽教育の関係者によって構成している団体ですが、著作権等管理事業法に規定する使用料規程の協議を前提とした団体ではありません。
- ・音楽教室における著作物の利用は、著作権法第22条に規定する演奏権はおよばず、貴協会に徴収権限はないため、当会は、著作権等管理事業法に規定する使用料規定の協議を前提とした開示等についての対応はいたしかねます。

以上